



背景・目的

近年、循環資源の輸出入の活発化する中、バーゼル条約の国内担保法であるバーゼル法及び廃棄物処理法に基づく廃棄物等の輸出入件数・数量が増加し、輸出入相手国も多様化している。

こうした輸出入の活発化に伴い、我が国から輸出された使用済み電子・電気機器等がバーゼル条約に違反する輸出として返送（シップバック）される事案が多発するなど、様々な課題が発生しており、これらの状況に対応するため、輸出入の適正化を図るために、平成29年6月に改正バーゼル法が成立したところである。

本事業では、平成30年度中の施行を予定している改正バーゼル法等に基づく廃棄物等の輸出入手続きについて、事業者には周知徹底を図るとともに、環境省における輸出入審査の円滑化を図るため、運用状況を含めた諸外国における廃棄物等の輸出入制度を調査する。また、不法輸出入防止等のため、主な輸出入相手国であるアジア各国とバーゼル条約実施に係る連携強化を図るとともに、バーゼル条約における国際的な議論に対する対応を行う。

事業概要

- ・事業者等に対するバーゼル法等の周知徹底
- ・輸出入相手国の継続的な法制度の調査・情報発信
- ・アジア各国との情報共有等によるバーゼル条約実施に係る連携強化
- ・バーゼル条約における国際的な議論への対応

事業スキーム

- ・請負事業者（民間事業者）が調査等を実施
- ・取りまとめた情報について、環境省ホームページで公開・周知

期待される効果

事業者に適正な廃棄物等の輸出入を促すとともに、アジア各国との連携を強化し、不法輸出入を防止する。また、環境省における輸出入審査を円滑にする。

（バーゼル条約に基づく輸出入手続き）



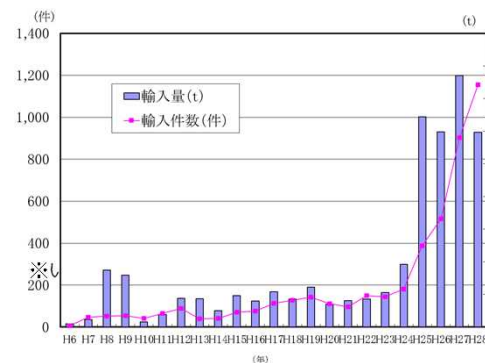
輸出国から輸入国への有害廃棄物の輸出入は、輸入国（及び通過国）から事前に同意が得られた場合に限り可能。

（バーゼル法に基づく輸出入の状況等）

バーゼル法に基づく輸出入件数・数量は、平成25年以降急激に増加している。相手国数も多様化する傾向。また、平成22、23年は0件だったシップバックが平成24年以降高い水準となっている。

		相手国数				
		H24	H25	H26	H27	H28
バーゼル法	輸入	14	20	23	22	25
	輸出	5	5	6	8	6
廃棄物処理法	輸入	2	4	5	4	6
	輸出	2	2	2	3	2
シップバック (括弧内：件数)		3 (5)	3 (5)	3 (10)	1 (20)	1 (6)

特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移



特定有害廃棄物等の輸出货量及び輸出件数の推移

